

香川県広域水道企業団ウィークリースタンス実施要領(工事)

1 趣旨

建設業の働き方改革への取組が進む中、現在及び将来の公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

工事を円滑かつ効率的に進めるため計画的に工事を履行しつつ、非効率なやり方の工事現場環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

この要領は、香川県広域水道企業団が発注する工事（建築関係を除く）において、ウィークリースタンスを実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 対象工事

- ・ 通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な工事を除く全ての工事とする。

3 取組内容

以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ取組内容を設定し、積極的に実施する。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デーは業務時間外の依頼はしない。
- ③ 金曜日（休日前）に依頼しない。
- ④ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑤ （業務時間外にかかるおそれのある）16時以降は、打合せ開始時間に設定しない。
- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ⑦ 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
- ⑧ その他、任意に設定する。

(⑧の例)

- ・ 打合せは10時～16時までの時間とする。
- ・ ノー残業デー（や金曜日）は定時の帰宅に心がける。
- ・ 打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に務める。

4 実施方法

- (1) 初回打合せ時に、受注者は、ウィークリースタンスとして取り組む内容を、（別紙-1（工事））ウィークリースタンス推進チェックシートに整理し、受発注者で合意の上、実施内容を決定する。
- (2) 受注者は、（別紙-1（工事））を打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。

附則 この要領は、令和8年4月23日から施行する。